

## 第41回（平成29年度第2回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

### 1. 日時

平成29年9月12日（火）13:00～16:00

### 2. 場所

富国生命ビル28階 中会議室

### 3. 出席者

委員長	有川 博	日本大学総合科学研究所	教授
委員	石田 恵美	弁護士／公認会計士	
委員	野村 修也	中央大学法科大学院	教授／弁護士
委員	三谷 紘	弁護士	
委員	仲川 滋	日本原子力研究開発機構	監事
委員	小長谷 公一	日本原子力研究開発機構	監事

説明者	渡辺 その子	日本原子力研究開発機構	理事
(事務局)	根本 伸一郎	日本原子力研究開発機構	契約部長
	大場 正克	日本原子力研究開発機構	契約部契約調整課長
	磯部 篤	日本原子力研究開発機構	法務監査部長
	井出 俊之	日本原子力研究開発機構	法務監査部監査課長

オブザーバー	高野 寿也	内閣官房	行政改革推進本部事務局	参事官
	中野 和浩	内閣官房	行政改革推進本部事務局	企画官
	望月 貴文	内閣官房	行政改革推進本部事務局	企画官
	遠藤 雅也	内閣官房	行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	西條 正明	文部科学省	研究開発局原子力課長	
	小林 遼平	文部科学省	研究開発局原子力課	専門官

### 4. 議事概要

#### (1) 説明及び主な質疑

##### ① 前回委員会以降の状況について

事務局より資料に基づき現時点における契約等の改善に関する取り組み措置状況を説明し了承を得た。委員より出された意見は以下のとおり。

- \* 関係法人の該否については的確な調査を行うとともにその調査結果を適切に採用するようにしてほしい。
- \* 関係法人との契約に関する取り組みは31年度以降も的確に対応するようにしてほしい。
- \* 関係法人の定義や説明は機構及び関係法人間でお互い齟齬がないように進めてほしい。

##### ② 個別契約案件審議

前回時間不足により審議できなかった2件及び事前に各委員に29年5月～6月の契約事案の審査対象リストから抽出していただいた8件の計10件について審議し、委員より以下の意見が出された。

##### ○平成29年度もんじゅ原子炉施設・設備機器健全性確認点検契約

- \* 従前の契約内容に新しい作業が追加され従来と異なる負荷がかかるような場合は、それを的確に見積り対価を支払うことで、安全性を確保することが必要である。

##### ○クライストロン用測定器の購入

- \* 汎用性の高い物品を購入する際は、価格を抑えるためには2社に拘らずなるべく多くの社から見積を聴取すべきである。

- 平成29年度公用車の自動車任意保険の付保
  - \* 現状の自動車保険業界は価格競争が進んでいてもっと安い値段が提示される可能性もあることから、もっと広い視野で会社を探す取組みも試みるべきである。
- 燃料取扱設備等点検
  - \* 契約の履行内容をチェックし、その結果を機構として情報共有して翌期以降の予定価格に適切に反映していくべきである。
- 液体リチウム試験ループ機材のリチウム洗浄作業
  - \* 過去に実績のない新規案件に対して、見積の工数と実績の工数に大きな乖離が出ないようにするため精算条項を付けるなどの工夫を行うべきである。
- データ及びサーバ機能バックアップシステムの保守
  - \* 一般競争入札から事前確認公募に変更して採用するのが適切と判断する場合についての根拠やマニュアルを明文化しておくべきである。
  - \* 見積価格の内容についての検証過程、モニタリング過程、妥当性の審査過程について説明できるようにしておくべきである。
- HTTRの原子炉格納容器のオーバー解析
  - \* 過去に同様の作業を請け負った経験は他社に対して大きなアドバンテージとなり有利に働くこともあるが、当該作業の品質について安かろう悪かろうになっていないか、前回行った成果物を評価していくべきである。
- 陽極電源用インバータユニットの製作
  - \* 随意契約がよいか一般競争入札を継続するのがよいかに関しては、どのようにすればより好ましい金額で契約できるのかという点で検討するべきである。競争は時間もお金もかかるがそれを行うだけの意味があるのだということをしっかり踏まえてほしい。
- ガラスファイバークャトリッジの製作
  - \* 特命クライテリアを採用して毎年同じ業者となる契約については、特にその作業内容を精査し価格の変動にかかる合理性を含む価格の妥当性を検証することが必要であり、その検証内容は契約課だけでなく請求課にもフィードバックすべきである。
- ガラス固化技術の基盤研究に関する業務請負契約
  - \* 他社でできないのかどうかの検証がもう少し必要である。もし他社でできるならば、できそうな会社に対しての声かけを行うべきであり、できないのであれば、そのエビデンスを的確にそろえた随意契約での価格交渉を検討するべきである。
  - \* 安全性を十分に担保した上で技術開発を行う体制が確保できる発注内容とすべく、来年に向けて今から準備してほしい。
- 全体を通して
  - \* 特命クライテリアによる契約の履行実態を適正に把握し、翌期以降の契約価格に反映してほしい。
  - \* 予定額の算定にあたり見積額、積算額、予算額の三者の関係を類型化し何に基づきそれぞれ比較するのかについてわかりやすい手引を作してほしい。
  - \* 一般競争を続けるか随意契約に移行するかの検討にあたって、随意契約とする場合には随意契約とする理由を明確にして適切な価格交渉を行っていく必要がある。

## (2) その他

次回委員会は、12月12日（火）9：30～12：00の日程で開催することとした。

以上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

2017年8月末現在

項目	従来取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況	
契約 手続 関連	入札前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～)</li> <li>○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～)</li> <li>○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注計画</li> <li>・平成29年度計画</li> <li>前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等)</li> <li>・平成30年度計画</li> <li>年間役務を今年度下期に掲載予定</li> </ul>
	予定価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～)</li> <li>○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置)</li> <li>○データベース化</li> <li>・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置)</li> <li>・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置)</li> <li>○応札者を拡大するための改善</li> <li>・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置)</li> <li>・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○履行実績確認の仕組みの構築と確認</li> <li>・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12)</li> <li>実施結果についてとりまとめ報告</li> <li>○データベース化</li> <li>・常駐役務労務費単価設定(H29.2)</li> <li>・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続(措置済)</li> <li>○応札者を拡大するための改善</li> <li>・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)</li> </ul>
	入札手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子入札制度</li> <li>・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～)</li> <li>・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～)</li> <li>・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～)</li> <li>・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～)</li> <li>○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定</li> <li>○広告等期間の十分な確保(H22.1～)</li> <li>・原則10日以上を14日以上</li> <li>・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上</li> <li>○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～)</li> <li>○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11)</li> <li>○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～)</li> <li>○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子入札制度の拡充</li> <li>・業務請負契約を対象(H28.1～)</li> <li>○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～)</li> <li>○公告等期間の拡充</li> <li>・14日→20日(H28.3～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置)</li> <li>○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続きを改善する(ただちに調査開始)</li> <li>●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置)</li> <li>●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置)</li> <li>●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事契約における地域要件</li> <li>・8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～)</li> <li>○企業アンケートを実施</li> <li>・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30)</li> <li>・H28.12.末までのアンケート結果集計</li> <li>・平成28年度集計結果をホームページへ公表(H29.6.20)</li> <li>・来年度以降も継続実施。</li> <li>●入札条件等点検表</li> <li>・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29)</li> <li>●複数者参考見積</li> <li>・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13)</li> <li>●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める</li> <li>・次年度契約確定後、検討</li> <li>・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認(平成30年度から原則実施)</li> </ul>
	審査機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約審査委員会による審査拡大</li> <li>・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～)</li> <li>・一般競争入札の全件審査(H22.1～)</li> <li>○予定価格算定審査</li> <li>・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～)</li> <li>○予定価格算定審査の拡充</li> <li>・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始)</li> <li>○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部委員の起用</li> <li>・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24)</li> <li>・公募、応募者3名の面接審査(H28.9)</li> <li>・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31)</li> <li>・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～)</li> <li>○審査の強化</li> <li>・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12)</li> </ul>

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目  
 ●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目  
 下線は前回委員会以降の追加措置

契約 手続 関連	警備契約	○核物質防護上から特命随意契約にて実施	○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2)  ○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2)	●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(28.12中に措置)	●警備業務の再検討 ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11) ・H28.12公募開始、 ・H29.1.18応募締切(複数の応募あり) ・H29.1.19～2.24技術審査実施(複数指名候補あり) ・H29.3.30～4.10指名競争入札 ・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。
	契約実績の公表	○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～) ○関係法人との契約情報の公表(H23.7～)			
	関係法人との契約			○(平成29年度末まで) 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない。 関係法人との契約は、 ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合、 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合に限るものとする。 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする。  ○(平成30年度以降) 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする。  ○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する。	○契約審査の強化に含む  ○平成30年度契約の対応案を作成
通報 制度 関連	通報窓口	○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係		○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置)  ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置)	○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始)  ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)
	外部からの情報提供	○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)		○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)	○通報規程の改正(H28.8.30)
関係 法人 関連	再就職規制	○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1)	○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止  ○採用情報の把握(H28.4～) ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請		
	利害関係者等との接触			○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置)  ○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置)  ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき	○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) ○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29)  ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～) ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定